

押印を廃止します

令和4年4月1日 大山崎町

～ 申請書等の押印は、原則として不要になります。 ～

町では、町民や事業者の皆さまの負担を軽減し、利便性を向上させるため、町に提出する申請書や届出書について、法令に義務付けなどがあるものや、実印を求めているもののうちの一部などの例外を除き、令和4年4月1日以降は原則として押印を廃止します。

原則としてこの日以降は、申請書などに押印欄があっても、印鑑を押さずに提出していただけます。

法令に義務付けなどがあるもの、印鑑証明を必要とする手続きの一部や、診断書の証明印などについては、引き続き押印が必要となります。詳しくは、各手続きの担当課にお尋ねください。